

平成 年 月 日

保 護 者 殿

あきる野市立秋多中学校
校 長 望月 一広

感染症による出席停止について

学校では、特に感染力の強い病気にかかり、他の健康な児童生徒に感染させる恐れがある場合には、感染を拡大させないために、一定期間学校への出席を停止させていただきます。出席停止が必要な感染症の種類と日数は、学校保健安全法の定めにより裏面の表の通りとなります。

このたび、お子様はこれに該当するため出席停止の措置をとります。再登校させる場合には、なるべく医師の指導を受け、裏面の出席停止期間を基準に、お子様の健康状態をよく見定めた上で、下記「学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届」を保護者が記入して、再登校する初日に担任に提出してください。

- 再登校日の決定は、なるべく医師の指導を受けるようにしてください。
- 医師の書いた治癒証明書または診断書の提出は、必要ありません。

..... き... り... と... り... せん.....

学 校 長 殿

学校において予防すべき感染症による欠席及び再登校届

_____年 組 氏名_____

_____月 _____日 () に下記のとおり診断されました。

病名：_____

受診した医療機関名：_____

このため、_____月 _____日 () から_____月 _____日 () まで欠席させて
いましたが、_____月 _____日 () から登校させますので届け出ます。

平成_____年 _____月 _____日

保護者名_____ 印

出席停止が必要な感染症の種類とその期間

	感染症の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種感染症	<u>インフルエンザ</u> (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	<u>発症後5日経過、かつ解熱後2日を経過するまで</u> (発症した日を0日とします) ※両方の条件を満たすことが必要です。
	<u>百日咳</u>	特有の咳が消失するまで <u>又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u>
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	<u>流行性耳下腺炎</u> (おたふくかぜ)	<u>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が現れた後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで</u>
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状がなくなった後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎及びその他感染症	学校医又はその他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症の例 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、流行性嘔吐下痢症、マイコプラズマ感染症	出席停止となる可能性がある感染症

※ 波線部が平成24年4月1日の法改正により追加または修正された箇所です。